

## 鶴田町広告事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、町の保有する財産の一部を広告媒体として活用することで、町の新たな財源の確保を図るとともに、民間事業者等の事業活動を推進し、町民サービスの向上と地域経済の活性化を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 広告媒体

次に掲げる町の保有する財産のうち、広告掲載が可能なものをいう。

- ア ホームページ
- イ 各種封筒等の印刷物
- ウ パンフレット、リーフレット等
- エ 町指定ごみ袋
- オ その他広告媒体として活用できる財産で町長が認めるもの

#### (2) 広告主

広告媒体に広告の掲載を希望し、又は広告が掲載された広告掲載物品等を提供しようとするもの（広告代理店を含む。）をいう。

#### (3) 広告掲載物品等

広告媒体に広告主の広告が掲載された物品等をいう。

### (広告掲載の範囲)

第3条 広告の内容が、次の各号のいずれかに該当するものは、掲載しないものとする。

- (1) 法令及び条例に違反し、又は抵触のおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治活動、宗教活動又は個人的な主義主張に類するもの
- (5) 町又は町以外の地方公共団体が広告の対象を推奨しているかのような表現のもの
- (6) 個人の氏名を広告しようとするもの
- (7) その他広告として掲載することが適当でないと町長が認めるもの

2 次の各号に掲げる業種又は事業者に関する広告は、掲載しないものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当するもの
- (2) 消費者金融に係るもの

- (3) たばこに係るもの
- (4) ギャンブル（公営くじに係るものを除く。）に係るもの
- (5) 法律に定めのない医療類似行為に係るもの
- (6) 暴力団その他反社会的団体が関与すると認められるもの
- (7) 営業等について必要な届出又は許認可等を受けていないもの
- (8) その他町有財産等に広告を掲載する業種又は事業者として適当でないと思えられるもの

（広告の募集方法等）

第4条 町長は、円滑な広告事業の推進上必要と認めるときは、当該広告事業に係る取扱の要領を定めるものとする。

- 2 広告媒体に掲載する広告は、町広報誌、町ホームページ等により町が広告主を募集するものとし、募集は原則として公募とする。

（広告の規格等及び広告掲載料）

第5条 広告の規格及び掲載位置並びに広告掲載料は、広告媒体ごとに広告掲載事業を実施する課等の長が別に定める。

- 2 広告主は、広告掲載料を町長の指定する期日までに、一括前納するものとする。ただし、町長が特別の理由があると認めたときは、この限りではない。
- 3 前項の規定により納入された広告掲載料は還付しない。ただし、広告主の責に帰さない理由により、広告が掲載できなかつたときは、広告掲載料の全部又は一部を還付する。

（広告審査委員会）

第6条 広告掲載の適否を審査するために、鶴田町広告審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設け、事務局を総務課財務班におく。

- 2 審査委員会の構成員は次の各号に掲げるとおりとし、当該各号に定める職にある者をもって充てるものとする。

- (1) 委員長 副町長
- (2) 副委員長 教育長
- (3) 委員 総務課長、企画観光課長

- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

（会議）

第7条 審査委員会の会議は、広告掲載の適否について疑義が生じた場合において、必要と認めるときに委員長が招集する。

- 2 審査委員会の会議は、委員長がその議長となる。
- 3 審査委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 4 審査委員会の議事は、委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長は、広告掲載事業を実施しようとする広告媒体の事務を所掌する課等の長を審査委員会の会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。
- 6 前項に定めるほか、委員長は、必要があると認めたときは、審査委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(広告掲載の決定等)

第8条 申込者の数が募集する掲載広告の数を超えたときは、原則として抽選により掲載広告を決定する。

(広告掲載の取り消し)

第9条 広告主が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該広告の掲載を取り消すものとする。

- (1) 広告主が広告掲載料を期日までに納入しなかったとき。
- (2) 広告主が広告の原稿等を期日までに提出しなかったとき。
- (3) 広告主が町の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。
- (4) 広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事をおこしたとき。
- (5) 広告主の倒産、破産等により広告事業を実施する必要がなくなったとき。
- (6) 広告主が書面により、広告事業の取り下げを申し出たとき。
- (7) その他掲載上支障があると認められるとき。

(損害賠償)

第10条 町長は、広告主の責に帰さない理由により広告を掲載できなかったとき、又は前条の規定により広告の掲載を取り消した場合において、広告主に損害が生じても、その賠償の責を負わないものとする。

- 2 広告主が当該公告の掲載内容により第三者に損害を与えた場合は、自己の責任と負担においてその賠償をするものとする。

(その他)

第11条 その他広告事業に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。